

## 女性医師の子育て支援システムについてのアンケート結果報告書

調査期間：平成 22 年 3 月

アンケート対象：平成 22 年 3 月に在籍した女性医師 68 名及び女性研修医 16 名

方法：各診療科の卒後臨床研修センター教員及び医局長に依頼して無記名式にて記入

回答率：女性医師 68 名中 66 名が回答（回答率 97%）

女性研修医 16 名中 16 名が回答（回答率 100%）

### 対象医師の内訳

|       | 未婚   | 既婚   | 合計   |
|-------|------|------|------|
| 内科系医師 | 22 名 | 17 名 | 39 名 |
| 外科系医師 | 16 名 | 11 名 | 27 名 |
|       | 38 名 | 28 名 | 66 名 |

既婚医師 28 名中 20 名が子育てあるいは出産予定である。

（出産予定 7 名、子育て中 12 名、子育て及び出産予定 1 名）

### アンケート結果（別表参照）

- ① **病院単位の子育て支援システムの必要性**：64 名（96%）が必要または早急に必要と回答。そのうち 26 名（39%）が早急に必要と回答し、未婚医師の割合が高かった。2 名（4%）が必要ないと回答したが、いずれも内科系で未婚者であった。
- ② **子育てネットワーク（情報交換会や育児相談者紹介制度）へ参加**：54 名（82%）が参加したい、または必要時参加すると回答した。反対に 12 名（18%）は参加しないと回答した。参加したいと積極的な回答と参加しないと消極的な回答の内訳ではいずれも既婚、未婚で割合は変わりなかった。
- ③ **育児と仕事の両立に必要と考えられるシステム**：病院内保育所（託児所）及び病児保育と回答した割合が特に高かった。病院内保育所（託児所）については既に開設されており回答しなかった可能性を考えると 90%以上が必要と回答している。また、短時間勤務の導入、複数主治医制の導入についても半数以上が必要と回答している。内科系医師では当直の軽減、外科系医師ではオン・コール軽減と割合が高く診療科により必要とするシステムが異なっている結果となった。
- ④ **産後の退職等からの復帰に必要な条件**：
  - 職場の要因として子育てと仕事の両立に関しての同僚や上司、医局の考え方、雰囲気改善
  - 同時に個人の意欲を問題
  - 託児所病院内保育所（託児所）の充実を希望する意見として 3 歳以上、24 時間対応等改善
  - 復帰支援プログラムの作成により技術的サポート体制整備

- 短時間勤務と病棟における責任の軽減、当直の免除を子育ての状況や家庭の事情に合わせての配慮
  - 非常勤医師として働く場合の給料の充実
- ⑤ その他の意見：未婚者との給料体制の差異、不妊等で出産できない医師への配慮

**考察：**今回アンケート結果から子育て支援システムの要望は非常に高く、託児所の定員改善や病児保育等の設備における整備は早急に必要と考えられる。また、産後からの職場復帰に必要と考えるシステムの項目では、上級医対象と研修医対象のどちらの調査とも託児所と病児保育の整備、短時間勤務の導入、複数主治医制、当直の軽減の割合が高い。このことから病院に対しては特に設備の整備の要望が高いと考えられる。制度面では、平成22年6月30日施行の育児・介護休業法の改正の施行により3歳までの育児期間においては法律的に短時間勤務の導入と所定外労働（残業）の免除を同時に実現可能となることから、各診療科において勤務状態の整備を早急に行う必要がある。

アンケートの対象診療科別では内科系と外科系による差異は顕著ではなく、個々の診療科の仕事内容と医局の体制により希望する体制や個人の意見の相違がみられた。このことから医局単位及び個別対応が必要と考えられた。子育てネットワーク（情報交換会や育児相談者紹介制度）へ参加については54名（82%）が参加に関して積極的であり、個別対応のシステムとして有効となりえると考えられた。

個別の意見の中では、医局や職場の雰囲気についての意見が多く、各医局の子育て支援体制の明確化と医局長等管理職レベルの医師に法律やシステムの周知を十分図り理解を求めることが必要と考えられる。また復帰支援プログラムを希望する意見も多く病院と各診療科が協力して職場復帰のルールと技術的支援システムを確立する必要があると考えられた。個別には子育てネットワークの設立及び活用と同時にまず相談窓口を開設し個別対応として必要な制度を病院及び大学法人に提言できる体制づくりが急務と考えられる。

提言：下記システムの早急な整備が必要と考えられる。

- ① 病児保育開設、託児所の拡張
- ② 女性医師のキャリア相談窓口（仮称）の開設。
- ③ 子育て支援部門（仮称）を設立し病児保育開設、託児所の拡張、各医局への子育て関連の法律・制度の周知等を行っていく。⇒ ‘子育て支援部門設立の提言’を参照